

令和8年度 市営住宅緊急小修繕工事 登録申請書類提出について

令和8・9年度の登録になります。
(期間：令和8年4月1日～令和10年3月31日)

※緊急小修繕とは、入居者の生命・財産が予期せぬ事故、劣化・消耗による損傷によって直接影響を及ぼす恐れがある緊急性の高い修繕をいいます。

1 資格要件

那覇市営住宅等指定管理者の発注する緊急小修繕工事の登録を希望される業者は、次の条件を全て満たすことが申請要件です。

① **24時間・365日、緊急修繕に対応できる業者であること。**

② 原則として本市に事業所を有する業者であること。

→那覇市内に営業所があることが必須条件です（ただし、本店・支店は不問）。
例外として、共用設備の保守・維持修繕等に関わる業種で、那覇市内にはなく、他に代えることのできない必要な業者は市外業者を認めています（エレベーター会社や発電機会社等）。

※今回の募集では、「電気」「給排水」「衛生設備」「ポンプ設備」業者に限り、近隣市町村から数社程度募集いたします。

③ 施設の修繕、維持管理について5年以上の経験のある従業員を有すること。

→現場技術者としての過去5年間の実務経験証明書が必要です。

④ 原則として建設業法第3条による業者とする。

→建設業法第3条の要約として、①建設業を営む者は県等の許可が必要（5年ごとに更新が必要） ②軽微（建築一式工事1,500万円未満、建築一式工事以外の建設工事500万円未満等）な建設工事の場合には許可がなくても構いません。

※業種が「電気通信」の場合には電気工事業の業務の適正化に関する法律第三条の許可書が必要となります。

※「給排水」業者で那覇市水道局交付の「指定工事業者証」の交付を受けている場合はその写しを提出してください。

⑤ 工事賠償責任保険等に加入していること。

⑥ 市税を完納していること。

⑦ 社会保険又は国民健康保険を完納していること。

<⑥・⑦共通>

税金を納めていることが条件となります。国民健康保険の場合には、従業員の証明書を提出して下さい。（個人営業で代表者が家族の扶養に入っている場合は、市税の完納証明書は「非課税証明書（所得証明書で税金が免除となっている証明）」を添付して下さい。）

- ⑧ 本市の一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- ⑨ 本市から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑩ 更生または再生手続き中ではないこと。
- ⑪ 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられているものがないこと。

※推奨要件

今後のペーパーレス化に合わせ、データでのやり取りができるような環境を準備できること

2 希望業種

別紙『**緊急小修繕 業種及び業務概要**』より希望業種を選んで、申請書に記入して下さい。

※業種の登録は、原則1業種とする。但し、2業種以上での申請を希望する場合は申請書に記載し、指定管理者が認めた場合に限り登録可能とする。

※新たに「清掃・クリーニング」を設けているが、上記の登録要件には加算しない。

3 業務手順（別紙『**那覇市営住宅緊急小修繕業務仕様書**』参照）

4 申請書期間及び提出方法

<登録申請書等用紙配布及び申請期間>

令和8年1月19日（月）～ 令和8年2月19日（木）

平日8時30分～17時30分（土曜・日曜・祝日は除く。）

<提出場所及び問い合わせ先>

まちなみ共創部 市営住宅課（那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎8階）

那覇市営住宅等指定管理者（株）レキオス

TEL：951-3242（直通） FAX：951-3243

<提出方法>

提出書類を記載のある番号順にクリアファイルに綴じ込みのうえ1部提出のこと。

※ 直接持参してください。原則郵送は受けません。

※ 提出された書類はお返し致しておりませんので、必要な方は事前にコピーをお取り下さい。

5 提出書類

- (1) 市営住宅緊急小修繕工事登録申請書
- (2) 建設業の許可を受けている者についてはその写し（建設業法第3条）
- (3) 社員構成表及び技術職員有資格者名簿（社員又は常勤役員が有する資格名称）
→建築、防水業者に関しては、技術職員有資格者名簿（社員又は常勤役員が有する資格名称を記入）を添付して下さい。様式は問いません。
- (4) 工事経歴書
→A4用紙1枚の範囲で、過去3年間の主な工事を記入して下さい。公共工事・民間工事は問いません。
- (5) 実務経験証明書（現場責任者の過去5年間の主な工事）
- (6) 工事等に関する資格を有する者についてはその写し（現場責任者）
- (7) 工事賠償責任保険等に入っていることが分かる資料
- (8) 営業所見取り図
- (9) 納税証明書原本（市税）
- (10) 社会保険完納証明書又は国民健康保険完納証明書
※国民健康保険完納証明書は従業員全員の分を提出すること。又、証明書（市税納税証明、国民健康保険完納証明）は原本で提出すること。
- (11) 「那覇市発注工事における暴力団員等排除措置要綱」に基づく誓約書
- (12) 登録申請に関する申立書
- (13) 緊急連絡先

6 注意事項

緊急修繕依頼及び時間外(夜間・休日)修繕依頼を断る、事業所を市外に移転する等、資格要件に合わない事項が生じた場合や緊急小修繕業務仕様書に反する登録業者については登録期間内であっても修繕依頼を控え、修繕登録を抹消することがあります。